

第762回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和2年6月10日 午後 1時30分
2. 閉会の日時 令和2年6月10日 午後 2時30分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室

4. 出席した委員の番号及び氏名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 立崎 京子 | 3 中屋敷 力雄 | 4 古田 武信 |
| 5 千葉 準一 | 6 新堂 政登 | 7 北澤 邦彦 |
| 8 中村 均 | 9 宮古 久光 | 10 門上 牧夫 |
| 11 川嶋 敏明 | 12 種市 廣 | 13 浦田 秀人 |

5. 欠席した委員の番号及び氏名

- | | |
|----------|----------|
| 2 佐々木 和枝 | 14 月館 啓三 |
|----------|----------|

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

- 参 与・・・局 長 立崎 裕輔
次 長 蛭名 剛
係 長 小比類巻 浩
主 事 阿部 有里子
- 会議書記・・・主 事 織笠 康平

7. 議 案

- 議案第1号 農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第5号 農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について

議事の概要

事務局 ただ今より、令和2年6月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第762回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は12名で、2名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条の定足数には達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのは、月館 啓三 委員 佐々木 和枝 委員でございます。また、本日は、新型コロナウイルス感染予防対策の一環として、会場設営の都合により、推進委員への出席依頼はしておりません。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 委員の皆様にはご多用中にもかかわらず、第762回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染拡大防止に向けては、国の緊急事態宣言が全国で解除されるとともに、経済支援策は国会審議中の第2次補正予算に農業支援策も盛り込まれているようではありますが、全国的には依然として経済活動の停滞も見られ、農業にも暗い影を落としてきているもようです。委員の皆様と共に、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しながら、食料生産を引き続き担うべく、農業委員会活動に邁進してまいりたいと思いますので、なにとぞご協力のほど、よろしくようお願い申し上げます、簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

事務局 ありがとうございました。それでは三沢市農業委員会会議規則第5条に規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め
10番 門上 牧夫 委員 ・ 11番 川嶋 敏明 委員
を指名いたします。
参与・書記には、参事兼事務局長ほか職員を任命いたします。
次に会期の決定をおこないます。
お諮り致します。総会の会期は本日一日限りとすることに、
ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。
議案審議に入る前に、報告事項がありますので参事兼事務局長から報告
お願いします。

局 長 それでは2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに5月12日から6月10日までに行いました、
主な業務についてご報告いたします。

5月20日に、市役所別館4階第1研修室にて開催されました、三沢市
農地利用最適化推進委員候補者選考委員会に会長職務代理者及び事務
局が出席しております。

5月27日に三沢市農業再生協議会第1回通常総会が書面決議にて行
われております。

6月5日に、第762回総会の議案検討会を開催しております。

本日、第762回総会を開催しております。

また本日、午後4時から十和田市で開催されます、令和2年度第1回上
十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議に会長及び私が出席
を予定しております。

次に5月の事務処理状況について報告いたします。

3条、権利の移転につきましては、市の関係が1件で3,030平米でし
た。

3条の3第1項、相続の届出は4件で37,074平米でした。

転用につきましては、4条の案件が1件の996平米でした。
貸借の解約は2件で、11,459平米でした。内容につきましては、
報告第3号で説明させていただきます。

特定農地貸付は、案件がありませんでした。

以上、ここまでの合計は8件で、52,559平米となっております。

次にあっせん委員会は、案件がありませんでした。

利用権設定等促進事業の利用権設定が、4件で田が9,480平米、畑
が8,900平米、所有権移転が3件で田が2,808平米、畑が
10,811平米でした。

農地中間管理事業につきましては、10年設定が3件で田が
14,060平米でした。

適格者等証明は案件がありませんでした。

現地調査につきましては1件で、内容につきましては報告第4号で説明
させていただきます。

非農地証明につきましては、案件がありませんでした。

続きまして6月11日から7月10日までの主な業務計画についてご
説明いたします。

6月23日に、青森県農業会議通常総会が書面決議にて行われる予定
となっております。

7月6日に、第763回総会の議案検討会を予定しております。

7月10日に、第763回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号、農用地利用配分計画の認可についてご説明いたします。
この表にあります農地は、3月10日開催の第759回総会において承認
いただきました、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計
画の対象農地ですが、令和2年4月27日付で青森県知事から、認
可について通知があり、受け手が決まりましたので報告するもので
ございます。

次に、5ページをお開き願います。

報告第3号 農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1は、字早稲田の畑1筆、7,063平米で、借り人を変更するため解約を行ったものです。

番号2は、字堀口の田2筆、4,396平米で、当該農地を売却するため解約を行ったものです。

なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

次に6ページをお開き願います。

報告第4号 農地の現況調査についてご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から照会がありました1件について、現況調査を行っております。

千代田町一丁目の畑1筆、329平米で、場所は和洋菓子店ニューサカモトの南側隣接地の位置になります。

5月25日に門上委員、佐々木委員、駒澤推進委員が調査を行った結果、当該地は三方を宅地に囲まれ、残る一方の農地は他人の所有地であり、かつ段差があるため当該地に接続する方法がなく、農地としての利用は困難であることから、現況は非農地である旨回答しております。私からの報告は以上でございます。

議長 それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は三沢市農業委員会会議規則第9条により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますのでご協力願います。

議長 議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 7ページをお開き願います。

議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について、ご説明いたします。利用権設定の種類等は、表のとおりであり、件数は3件です。資料と合わせてご覧ください。

所有権の移転について番号1、淋代平の田、1筆989㎡、基盤法の売買による所有権移転です。価格は総額29万6,700円、10a

あたりで計算すると約30万円になります。場所は、五川目堤の北側200mにあります。

番号2、淋代平の田2筆、5,721㎡の所有権移転です。価格は10aあたり30万円、総額で171万6,300円です。場所は清掃センターから南に約1kmです。

利用権の設定につきまして、番号3、淋代平の田3筆、合計8,804㎡、賃貸借権を10年間の再設定です。場所は清掃センターから南に約600mです。

現地確認については、門上委員、佐々木委員、駒澤推進委員、同行のもと、当該農地を確認済です。以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長 質疑がないのでご異議なしと認め、議案第1号は、原案どおり三沢市長に対して要請いたします。

議長 次に、議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは8ページをお開き願います。

議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

番号1、淋代平の田、4筆と、庭構の田1筆、合計14,177㎡を賃貸借権設定です。出し手の所有農地は5筆で、その全てが今回の案件です。場所は新森集落から東に100m、淋代屯所から東及び南東に約1kmです。

番号2、庭構の田5筆、合計9,866㎡を賃貸借権設定です。出し手の所有農地は17筆で、その内の5筆が今回の案件です。場所は仏沼の南東、及び塩釜集落から東に約800mに位置しています。現地確認については、門上委員、佐々木委員、駒澤推進委員、同行のもと、当該農地を確認済です。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員の許可についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは9ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。資料と併せてごらんください。今回の案件は7件です。

番号1、堀口の田、2筆合わせて4,396㎡を相対の売買による所有権移転の申請です。譲受人を審査した結果、耕作面積は10,076㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め3名です。場所は、特別養護老人ホーム南山ひばり苑から南へ約100mの場所です。

番号2、流平の畑、2筆あわせて1,731㎡を相対の売買による所有権移転の申請です。譲受人を審査した結果、耕作面積は22,816㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め6名です。場所は、株式会社プライフーズから東へ約100mの場所です。

番号3、淋代平の畑1筆、932㎡を親戚間の贈与による所有権移転の申請です。譲受人を審査した結果、耕作面積は15,557㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め3名です。場所は、生コン三沢工場から南西へ約400mの場所です。

番号4、淋代平の田1筆、800㎡を親戚間の贈与による所有権移転の申請です。譲受人を審査した結果、耕作面積は35,847㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め4名です。場所は、(株)朝日印刷から南東へ約200mの場所です。

番号5、上野の田1筆、471㎡を知人同士の贈与による所有権移転の申請です。譲受人を審査した結果、耕作面積は35,847㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め4名です。

場所は、(株)三沢浄化槽清掃センターから北へ約500mの場所です。番号6、淋代平の畑1筆 2, 820㎡を親子間の贈与による所有権移転の申請です。譲受人を審査した結果、耕作面積は

113, 175㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め32名です。場所は、住友化学三沢工場から東へ約1kmの場所です。

番号7 早稲田の畑1筆 7, 063㎡を10年間の使用貸借権設定の申請です。譲受人を審査した結果、認定新規就農者となるための申請中であり、かつ農地取得後の面積が5, 000㎡を超えるものです。労働力については、申請者を含め2名です。場所は、朝日集会場から南西へ約200mの場所です。

全てにおいて周辺農地への影響はないと思われます。現地確認は 門上委員、佐々木委員、駒澤推進委員、同行のもと完了しています。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号、農地法5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは10ページをお開きください。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてをご説明いたします。案件は1件です。議案第4号、資料①～②と合わせてご覧ください。

番号1、譲受人は、三沢市栄町3丁目の会社員の方です。譲渡人は、春日台1丁目の無職の方です。

対象となる土地は、春日台一丁目の畑、1筆、331㎡、売買による所有権の移転となります。転用目的は、自己住宅1棟、102.68㎡の建築です。事業費は、土地購入費を含め全体で2,560万円、自己資金及び金融機関からの融資による対応となります。場所は、三沢駅から南西へ約550m、三沢商業高校から南東へ約6

70mに位置し、用途地域（第1種低層住居専用地域）が設定されている区域であることから、農地区分は第3種農地になります。

申請人は、借家解消のため自己住宅を建築するものであります。周辺農地への影響ですが、生活排水は下水道で処理し、雨水については敷地内自然浸透とします。また、南側離接地との境界には土留めを設け、土砂の流出を防ぎます。隣接する農地はなく、最寄りの農地からも7～8m程の距離があり、被害が生ずる恐れはありません。現地確認については、門上委員、佐々木委員、駒澤推進委員同行のもと、5月25日に完了しております。以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。以上でございます。

議長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、原案どおり、県知事に対し意見提出いたします。

議長 次に、議案第5号、農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは11ページをお開きください。

議案第5号、農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてをご説明いたします。案件は10件です。議案第5号資料と合わせてご覧ください。

まずは、番号1から番号8までですが、所在地、地目、面積、農振区分、所有者、及び利用状況調査の結果につきましては、表に記載のとおりです。当該地の現況は、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状況であります。よって当該地は、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地に該当しない、つまり非農地と判定するものであります。

続きまして、番号9から番号10までですが、所在地、地目、面積、農振区分、所有者、及び利用状況調査の結果につきましては、表に記載のとおりです。当該地の現況は、道路残地で狭隘であり、周辺の利用状況から見ても農地としての利用は著しく困難な状況であります。よって当該地は、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地

に該当しない、つまり非農地と判定するものであります。
なお、現地確認につきましては、門上委員・佐々木委員・駒澤推進委員同行のもと、5月25日に完了しております。以上でございます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり、承認することを決定いたします。以上で、全議案の審議は終了となります。これを持ちまして、三沢市農業委員会第762回総会を閉会いたします。皆様のご協力、ありがとうございました。

議 案 終 了 後

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、
三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 10番 門上 牧夫

議事録署名者 11番 川嶋 敏明